

**Q 6 : 傷病手当金を受給中だが、組合員である妻（夫）の被扶養者になれますか？**

A 6 : 傷病手当金も恒常的な収入となりますので、収入限度額以上を受給している期間は、被扶養者として認定できません。受給期間中は任意継続組合員か国民健康保険に加入し、受給終了後に妻（夫）の被扶養者になることが考えられます。